

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴沢村は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鳴沢村長

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>鳴沢村では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、村内に居住する75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障害について広域連合の認定を受けた方を、被保険者として管理し、広域連合と協力しながら、後期高齢者医療に係る被保険者資格の管理事務、賦課・徴収事務を行う。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none">①広域連合へ住基情報・住登外情報・所得課税情報を送付②広域連合より被保険者情報、住所地特例者情報を受領し登録③広域連合より被保険者証発行用情報を受領し、被保険者証を交付④広域連合より保険料情報を受領し期割計算、納付通知⑤広域連合へ期割計算結果を送付⑥口座振替や年金特別徴収(年金からの天引)等の方法により徴収⑦広域連合へ徴収結果を送付 <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療標準システム、収納・口座システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、滞納管理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、EUCシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳ファイル、賦課台帳ファイル、収納情報ファイル、口座情報ファイル、保険料情報ファイル、特別徴収ファイル、滞納情報ファイル、住登外者宛名番号管理関係ファイル、団体内統合宛名関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条及び別表85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表117、160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民課 山梨県南都留郡鳴沢村1575 電話 0555-85-3082
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民課 山梨県南都留郡鳴沢村1575 電話 0555-85-3082

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報の入手にあたっては、4情報又は住所を含む3情報を必ず確認し、人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p> <p>ガバメントクラウド移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報ファイルの取扱権限を持つ管理者IDを発行し、必要最小限の権限及び数に制限している。 作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 <p>②移行データ</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、本村のネットワークから利用しているデータセンターへの閉域網回線によるVPN接続を行いセキュアな専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止している。 <p>③テストデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報を含むデータは、必要最小限のテストデータのみを生成している。 庁内ネットワークもしくはガバメントクラウド内の閉域環境内でテストを実施することでセキュリティを担保している。 <p>④相互牽制</p> <ul style="list-style-type: none"> 移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。 	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	鳴沢村特定個人情報等の取扱いに関する管理規程及び鳴沢村特定個人情報等の取扱いマニュアルに基づき、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから、教育・啓発は「十分にしている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月17日	IIしきい値判断項目 1いつの時点の係数か	—	令和元年6月17日時点	事後	
令和1年6月17日	IIしきい値判断項目 2いつの時点の係数か	—	令和元年6月17日時点	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について追加	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 IIしきい値判断項目 1. 対象者人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】80項、83項 【情報照会】82項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】未制定 【情報照会】未制定 令和1年6月17日時点	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】80項、83項 【情報照会】82項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】未制定 【情報照会】未制定 令和3年6月22日時点	事前	デジタル社会の形成を図る為の関係法律の整備に関する法律令和3年9月1日施行による条項号ズレによる修正。
令和4年3月10日	I 関連情報 3個人番号の利用(法令上の根拠) 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携(法令上の根拠) 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求(請求先) 8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ IIしきい値判断項目 1.対象人数(いつ時点の計数か) 2.取扱者数(いつ時点の計数か)	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】80項、83項 【情報照会】82項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】未制定 【情報照会】未制定 住民課 山梨県南都留郡鳴沢村1575 電話 0555-85-3080 住民課 山梨県南都留郡鳴沢村1575 電話 0555-85-3080 令和3年6月22日時点	番号法第9条第1項 別表第一 59項 番号法別第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条 番号法第19条第8号 別表第二第80.81.82.83の項 番号法別第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)43条 住民課 山梨県南都留郡鳴沢村1575 電話 0555-85-3082 住民課 山梨県南都留郡鳴沢村1575 電話 0555-85-3082 令和4年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か) 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	番号法第9条第1項 別表第一 59項 番号法第19条第8号 別表第二第80.81.82.83の項 1,000人以上1万人未満(令和3年6月22日時点)	番号法第9条第1項 別表第一 59項、101項 番号法第19条第8号 別表第二第80.81.82.83,121の項 1,000人未満(任意実施)(令和4年11月21日時点) 538人	事前	公金受取口座登録制度開始 再評価による人数変更
令和7年2月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 59項、101項 番号法別第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条 番号法第19条第8号 別表第二第80.81.82.83,121の項 番号法別第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)43条	番号法第9条第1項 別表85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表117、160の項	事後	番号法改正に伴う修正
令和7年2月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か) 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	1)令和4年11月21日時点 2)令和4年11月21日時点	1)令和7年2月1日時点 2)令和7年2月1日時点	事後	
令和7年2月4日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	十分である 申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報の入手にあたっては、4情報又は住所を含む3情報を必ず確認し、人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式変更に伴う記載内容追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月4日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	-	9) 従業者に対する教育・啓発 十分である 鳴沢村特定個人情報等の取扱いに関する管理規程及び鳴沢村特定個人情報等の取扱いマニュアルに基づき、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから、教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	様式変更に伴う記載内容追加
令和7年3月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療標準システム、収納・口座システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療標準システム、収納・口座システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、滞納管理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、EUCシステム	事前	ガバメントクラウド上への副本データ移行(本番データ移行)前の再評価
令和7年3月24日	1. 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳ファイル、賦課台帳ファイル、収納情報ファイル、口座情報ファイル、保険料情報ファイル、特別徴収ファイル、滞納情報ファイル	被保険者台帳ファイル、賦課台帳ファイル、収納情報ファイル、口座情報ファイル、保険料情報ファイル、特別徴収ファイル、滞納情報ファイル、住登外者宛番号管理関係ファイル、団体内統合宛名関係ファイル	事前	同上

